

審 議 会 等 会 議 録

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
	<p>第3回久喜市PFI等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業）会議</p>
	<p>1. 開会</p>
司会（荻野参事）	<p>皆様、おはようございます。                      本日の出席委員は5名でございます。                      久喜市PFI等審査委員会条例第8条2項の規定に基づき、過半数を超えていますので、ただいまより第3回久喜市PFI等審査委員会を開会いたします。                      まず、本日の配付資料を確認させていただきたいと思います。資料は次第および資料-1～10になります。不足等はございますでしょうか。</p>
	<p>2. 委員長あいさつ</p>
司会（荻野参事）	<p>それでは、次第の2、「委員長あいさつ」でございます。荒井委員長、よろしく願いいたします。</p>
荒井委員長	<p>（あいさつ）</p>
司会（荻野参事）	<p>ありがとうございました。</p>
	<p>3. 議事</p>
司会（荻野参事）	<p>次第の3、議事に移らせていただきます。                      進行は議長をお願いいたします。荒井委員長、よろしく願いいたします。</p>
荒井委員長	<p>それでは、これからの進行を私でさせていただきます。</p>
	<p>(1) 落札者決定基準、提出書類の記載要領について</p>
荒井委員長	<p>本日の議事は2つでございます。                      はじめに、落札者決定基準、提出書類の記載要領について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局（日建設計）	<p>資料1と2について説明させていただきます。いずれも前回の委員会でお示しさせていただいた後、ご指摘も踏まえて、再度、事務局で修正した内容の資料です。</p>

事務局（日建設計）

主な修正箇所は以下のとおりです。

・提案審査と価格審査の配点

非価格要素の提案審査の配点は 600 点とし、価格点 400 点と合わせて 1,000 点満点としています。

・提案試算における評価項目・視点、配点

「I 安全で安定的に処理が可能な施設」の配点は 110 点とし、評価の視点は簡潔な表現に見直しました。

「III 市民に開かれた施設」において、(8) 環境体験への対応を追加し、カーボンニュートラルに関する技術を体験する方策について提案いただき、配点を 50 点としています。これについては、技術開発中で、実証実験レベルの技術ではありますが、市として、何らかの方法で今後の大きな環境施策の方向性を体験できるという施設を望んでおり、「CO<sub>2</sub>を回収、利用する技術等の変化への考え方の提案」ということで、今後新たな技術が開発された場合の対応についても提案を求めるといった内容になっています。

「IV 周辺環境と調和した施設」では、建築のデザインについても、圧迫感がないこと、色彩や建物の形状についても提案を求めています。

「V 経済性に優れた施設」では、前回委員会での指摘を踏まえ、適切な事業体制及び事業計画として、財務関係に関する記載や事業期間を超える 35 年間の全般的なライフサイクルコストの低廉化について提案を求めています。

「VI その他（賑わい創出）」では、公園及び余熱体験啓発棟と合わせて新たな価値を創出する施設及びその運営を求めているということで、健康や自然というキーワードに関する提案を求めている内容としています。また、(16) 施設に人々が集う機会の創出という内容について、ハードとソフト面の方策について提案を求めていることを考えています。

・価格審査の点数化の方法

400 満点の価格点の算定式については、一般的には最低入札価格と当該入札価格の比率を求める相対評価式が用いられていますが、ここでは、基準額（予定価格の 78%）、限度額（予定価格の 72%）を設定して価格点を求める絶対評価式を採用しています。基準額等の設定の考え方としては、久喜市の低入札価格調査制度の調査基準価格が予定価格の 75%であること、近年の施設規模当たりの整備費用等を勘案して、75%±3%を目安として設定しています。なお、入札価格が限度額以下であれば価格点は満点となり、基準額の場合は配点 400 点の 92.5%の 370 点となります。

落札者決定基準についての説明は以上です。

荒井委員長

ありがとうございます。これまで落札者決定基準について、様々な議論がありましたが、修正した内容が提案されました。このことについて、何かご意見、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。

発言者	会議のてん末・概要
藤原委員	<p>p.2 の契約締結までの流れで、STEP2 の「基礎審査」で「事業者提案書の確認」と「要求水準書等に示された基本事項確認」とありますが、時系列的には逆のように思われます。また、STEP3 の「提案審査」で「落札者決定基準に基づき審査」があり、その後にヒアリングをするという順番になっていますが、これも逆のように思われます。</p> <p>「環境体験（カーボンニュートラル関係）への対応」について、久喜市では「ゼロカーボンシティ」を宣言していますが、中間目標の 2030 年頃に施設が稼働することになるので、これらの計画・取り組みと整合を図るべきというだと思われます。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。事務局から何か考えているところがあれば、お願いします。</p>
事務局（日建設計）	<p>最初のご質問ですが、「基礎審査」については、まず書類自体に不備があるかどうか、提出物に不足はないかを確認することとしています。その後に、要求水準書を満足しているかどうかを確認するという順番にしています。</p> <p>次に「提案審査」では、ご指摘のとおり時系列的には、提案書が提出され、委員会で審査とするという順番で、その間にヒアリングをするという内容ですので、表記を修正するようにいたします。</p>
藤原委員	<p>「基礎審査」については、不備・不足等の確認ということであれば「提案書の提出書類等の確認」という表記の方が良いと思います。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。「提案審査」については、ヒアリングと提案審査という表記が良いと思います。よろしくお願いします。</p> <p>2点目の件はいかがでしょうか。</p>
事務局（荻野参事）	<p>p.6 の「(8) 環境体験（カーボンニュートラル関係）への対応」について説明させていただきます。藤原委員のご意見のとおり、久喜市は 4 月に「ゼロカーボンシティ」宣言をしております、カーボンニュートラルに向けた取り組みが求められていることから、追加させていただいています。</p> <p>本来、CO<sub>2</sub> 排出量削減については「Ⅱ 環境に配慮した施設」の項目という考え方もありますが、CO<sub>2</sub> の回収・利用技術は現在も開発中で確立されておらず、CO<sub>2</sub> 削減量を評価するとなると大きな費用や電気が必要になり、逆に環境への影響も懸念されるので、ここでは「Ⅲ 市民に開かれた施設」の項目としています。</p> <p>想定している提案としては大規模なものではなく、CO<sub>2</sub> を植物・野菜に吸収させる仕組みを体験できるような学習装置などを考えています。</p> <p>また、山口委員のご意見にもありましたが、将来の技術開発も考慮して「CO<sub>2</sub> を回収、利用する技術等の変化への考え方の提案」についても提案いただきたいということで評価項目に追加しています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	<p>ご説明のとおり、CO<sub>2</sub>を回収するのに非常に大きなエネルギーを使うということで、廃棄物発電で得られた電気を消費して温室効果ガス削減効果が小さくなるおそれもあるので、環境体験という項目で評価したいということかと思えます。</p>
藤原委員	<p>理解しました。市として、CCUやCCSなどの施設を求めるのであれば要求水準書に明記しておかないと事業者から提案が出てこないと考えていましたが、体験施設ということであれば結構だと思います。</p>
荒井委員長	<p>他に何かございますか。</p>
山口委員	<p>「VI その他」の配点が45点と大きい一方で、「(2)安全で安定的な運転、維持管理」が40点となっています。また、「(施設運營業務に係る考え方)」と「(運転・維持管理業務に係る方策)」の2つの項目で40点となっていますが、片方が良い点でも他方の点と相殺されてしまうので、項目を分けて配点を大きくした方が良いのかと思えます。同様に「V経済性に優れた施設」でも「(適切な事業体制及び事業計画)」と「(ライフサイクルコストの低廉化)」がまとめて配点されていますがこれも分けて配点を大きくした方が良いと思えます。</p> <p>「VI その他」や「(8)環境体験(カーボンニュートラル関係)への対応」など、ごみ処理以外の評価項目の配点が大きすぎると思われます。落札者決定基準で市の考え方を示す必要はあると思えますが、施設本体の配点が小さいと施設本体の提案が軽視されてしまうという懸念があるので、留意すべきかと思えます。</p>
宮脇委員	<p>山口委員とほぼ同じ意見ですが、提案審査の配点600点中、環境学習や周辺との調和に関する配点が320点で、ごみ処理施設に関する配点が230点となっています。一部、施設配置計画が周辺環境の項目となっていますが、ごみ処理施設に関する配点の比率が小さくなっているのが気になります。なお、それ以外の詳細な事項は問題ないと思えます。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>山口委員、宮脇委員から配点のバランスが悪いのではないかと、ごみ処理機能、性能をもう少し重視した方が良いのではないかと、というご意見ですが、いかがでしょうか。</p>
事務局(荻野参事)	<p>ご意見のとおり、市としては余熱体験啓発棟と公園との一体性を重視して「(8)環境体験(カーボンニュートラル関係)への対応」や「VI その他(賑わい創出)」の配点を大きくしています。例えば、カーボンニュートラル関係ではCO<sub>2</sub>の植物利用などを考えていますが、配点が小さいと考え方だけ提案して実際の設備を設置しないという心配もあるため、具体的な設備を期待して配点を大きくしています。</p> <p>「VI その他(賑わい創出)」も隣接する余熱体験啓発棟と公園との一体利用も重視しています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（荻野参事）	<p>例えば、要求水準書にも記載していますが、（16）賑わい創出の機能として、余熱体験啓発棟と公園との連携し、眺望スペースを設けた屋上庭園・緑化にアクセスできる遊歩道などを考えています。その他、ごみ処理施設が開館していない休日でもエレベータで屋上に上られるなどオープンな施設になる工夫ができないか、と考えて配点を大きくしています。</p> <p>ただ、全体の配点を考えると「（2）安全で安定的な運転、維持管理」の項目を分けるなど、山口委員のご指摘を踏まえて、検討させていただきます。</p>
山口委員	<p>はい。よろしくお願い致します。</p>
宮脇委員	<p>私は、市の方針を踏まえて配点されているのであれば、それを否定するものではなく、全体の配点バランスを変更していただきたいと言っている訳でもないということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
荒井委員長	<p>提案審査と価格審査が見合わなくなる可能性が高いと思います。仮に事業費を300億円として配点を60点とすると、1点当たり5億円となり金額に見合う方策が提案されることは難しいと思われまます。</p> <p>また、例えば「周辺地域を含めた新たな価値の創出」とありますが、「平面的なつながりだけでなく、立体的なつながりを持たせた」という市の意図が伝わるかどうか微妙かと思えます。新たな価値の創出とは産業構造の見直しや地域循環共生圏づくりに役立つということになるのでしょうか、「再度訪れたいくなるような工夫、方策」とは主観的なものですので、事業者の良いと思われる提案が必ずしも久喜市の要求・要望に沿っているものとは限らないおそれもあります。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p>
川寄副委員長	<p>私も評価項目については同様の問題を感じていました。</p> <p>その他としては、「施設が箱型ではない、やわらかいデザイン、色彩の外観デザイン」とは、どのようなイメージなのでしょう。</p> <p>デンマークの「コペンヒル」のようなランドマーク的な施設を求めているとすると地域への経済効果は期待できるかもしれませんが、プラントメーカーは環境学習や賑わい創出・イベントが専門ではないので、難しい面があるのかと思います。</p> <p>また、カーボンニュートラルの環境体験では、CO<sub>2</sub>が多いと植物が育つということであれば排出量を抑制する必要はないのではないか、など説明が難しく、事業者の立場からするとどのような提案が良いのか判断しづらい面があると思います。</p> <p>このような配点であれば宮脇委員や山口委員のご指摘のように、ごみ処理施設よりも周辺施設にお金を費やした方が良いと考えるように思います。</p>

発言者	会議のてん末・概要
川寄副委員長	<p>日本にもコペンヒルのような施設があっても良いと考えており、久喜市の施設が注目されて話題になり、適切な処理が可能で環境学習もできて経済性にも優れていれば良いと思います。</p> <p>ただ、そうすると広い土地が必要になるなど難しい面もあると思いました。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>いろいろ議論が出ましたが、市で見直すということですので、それで判断したいと思います。</p> <p>ただ、山口委員からご指摘の(2)や(13)などについては、項目を分けた方が良くと思います。市が判断するという前提ではありますが、ご配慮願いたいと思います。</p>
山口委員	<p>p.6の「VI その他(賑わい創出)」に関する市の考え方は分かりましたが、配点が大きいのであれば「その他」ではなく、例えば「公園との一体整備」や「公園との一体性に基づく賑わい創出」という項目を設定した方が良くと思います。</p>
荒井委員長	<p>どうもありがとうございます。</p>
藤原委員	<p>「ごみ量、ごみ質の変動」や「余裕率」の項目の記載を見ると、変動に対応するためには相応に幅のある設備が求められますが、実際の都市ごみの変動幅はそれ程大きくないので、あまり余裕率を見込むと設備が大きくなってしまいますので、経済性も考慮するよう、評価の視点の記載に留意した方が良くと思います。</p>
荒井委員長	<p>それでは、この「提案審査における評価項目・評価の視点及び配点」については、あらためて市が見直した上で、各委員に報告し、最終的な判断は事務局と私でさせていただきたいと思います。</p> <p>他になれば、「落札者決定基準」については了承するという事でよろしいですか。</p>
全員	<p>(異議なし)</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、「提出書類の記載要領」について説明があればお願いいたします。</p>
事務局(日建設計)	<p>資料2「提出書類の記載要領」で、p.4~6が基礎審査資料になります。これについては、落札者決定基準のフローのとおり、書類を確認の後、その内容について要求水準を満たしているかを確認します。p.4~5に「I.施設整備性能基準に関する様式」、p.5~6に「II.経営管理に関する様式」を示しています。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>p.6～7 に「Ⅲ.施設整備業務に関する様式」、「Ⅳ.施設運営に関する様式」として、基礎審査資料の内容を取りまとめています。</p> <p>p.7 以降の提案審査資料では、ご指摘いただきました落札者決定基準に係る項目に関する提案内容について記載内容を整理しています。なお、各項目でページ数を記載しており、全体で A4 判 40 ページほどの提案書とする記載要領になっています。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>荒井委員長                      ありがとうございます。</p> <p>提出書類の様式については、落札者決定基準等を見直した段階で修正していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>(2) 入札公告について</p> <p>・ 入札説明書等の確認</p>
荒井委員長	<p>それでは次の議題「(2) 入札公告について」の 1 点目「入札説明書等の確認」について事務局に説明を求めます。よろしく申し上げます。</p>
事務局（日建設計）	<p>資料 4「入札説明書」から資料 10「モニタリング計画」までございますが、そのうち、「入札説明書」で大きな流れを説明させていただき、契約書については要点のみの説明とさせていただきます。</p> <p>まず、「入札説明書」の p.3 で落札者決定基準に示すフローの入札公告からの流れを示しています。第 1 回審査委員会で説明させていただきましたが、入札説明書に関する質問を 3 回予定しています。</p> <p>まず、1 回目は主に入札説明書に関する質問を受け付けます。その後、参加資格等の審査の受付期間を経まして、2 回目では、事業全般に関する質問を受け付け、回答を公表した後、ヒアリングを予定しています。このヒアリングにおいては審査委員会と兼ねる形で実施し、市の考え方や方針など、今回の事業の要点について事業者との対話を行うということを予定しています。その後、ヒアリングを受けて、3 回目の質問への回答を経て、入札書及び事業者提案書を提出していただくというのが今年度の予定になっています。</p> <p>その後は、第 1 回審査委員会で山口委員から開催回数についてご指摘いただきましたが、提案書の確認を経て、提案内容のヒアリングを兼ねた審査委員会を開催して開札、落札者を決定して、審査講評を公表するという流れが来年度 4 月～6 月頃までの予定になっています。</p> <p>なお、入札説明書の内容は、第 1 回審査委員会でご確認いただきました実施方針の内容に沿って作成しています。</p> <p>契約書の要点としては、資料 8「運營業務委託契約書」において、地域新電力等への売電による収入に関する事項について現状の案を説明させていただきます。</p>

事務局（日建設計）

p.26 の第 6 節「余熱による発電および熱供給等」の第 67 条「（発電設備の運転）」第 1 項において、市が電力事業者と契約した上で、基本的に売電による収入は市に帰属する旨を規定しています。また、インセンティブとして、事業者が発電量を最大化していただく努力をどのような形で設定するののかという案を p.27 に記載しています。

ただし書きで、「（仮称）久喜市新ごみ処理施設（ストックヤード棟を除く）の供用開始から事業期間終了時までの期間において、売電による収入の 20 分の 1 に相当する金額を運営事業者を支払うものとする」と記載しています。

配分率の数値は検討中ですが、第 1 項で一定の割合で市に帰属する売電収入の一部を事業者を支払うこととしていますが、第 2 項では事業者提案に達しない場合についての規定ということで「年間売電電力量が事業者提案に示された計画年間売電電力量を 5%」を下回る場合については支払わないと規定しています。

基本的に、市としては、提案よりも上回る分について一定程度事業者を支払うという考え方ではありますが、将来的にごみ量やごみ質が変化して、提案時に提示された計画年間売電電力量の基準の設定が難しいのではないかと考えています。

そこで、売電量の最大化を図っていただくよう努力していただいて、そのうちの一定程度を市から事業者を支払うという形にしておくことが、将来的な条件等の変化に対応でき、市及び事業者が支払額を決める上で単純な計算が良いのではないかと提示させていただいています。配分率の数値などについては、今後、市と最終協議をし、売電収入に対する全体の割合や、売電量・自己託送による自家消費量などを踏まえて、どの程度の金額を事業者を支払うのかを、今後議論していく予定にしています。

第 68 条「（熱供給等）」についても同様に、余熱利用施設において事業者提案を下回る場合には固定費を減額するというので、事業者提案に対する担保とする内容を規定しています。

ここでは、「運營業務委託契約書」についてのみ説明させていただいていますが、この他、「基本協定書」「基本契約書」「施設整備請負契約書」等については、ご確認いただいた上で、「落札者決定基準」と同様、今後、個別に確認させていただいて、ご指摘の内容を反映し、入札公告において提示していきたいと考えています。

説明は以上です。

荒井委員長

ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたら、よろしくをお願いします。

藤原委員

入札説明書について、2 点の意見があります。

p.6 「4 の参加資格要件等」(1) エで、「代表企業、構成企業及び協力企業の変更は原則として認めない。ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、事業契約締結後に、選定されなかった入札参加者の協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする」という



発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
藤原委員	<p>記述のうち、「事業契約締結後に、選定されなかった入札参加者の協力企業が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする」とまで記述する必要はなく、「ただし、特段の事情があると市が認めた場合は、その限りではない」という記述の方が良いと思います。選定されなかった地元企業等の救済という目的かとは思いますが、簡明な表現の方が良いと感じました。</p> <p>p.8 の (コ) A の参加資格要件で、「100t/日以上燃やせるごみを処理する施設の規模で発電設備を有すること」ということですが、発電設備にもいろいろあるので、「ボイラ発電」と限定しておいた方が良いと思います。また、ウ「施設運營業務に関する要件」(イ)も「100t/日以上燃やせるごみを処理する施設の規模で「ボイラ発電」を有する施設」と記載した方が良いと思います。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。事務局からご回答ください。</p>
事務局 (日建設計)	<p>p.6 (エ) については、ご指摘のとおり、修正させていただきます。</p> <p>p.8 の発電設備については「蒸気タービン発電設備」という記載に修正させていただきます。</p>
荒井委員長	<p>藤原委員のご指摘のとおり、非常用発電機では、ディーゼルエンジンやガスタービンの発電設備もあり、限定した方が良いと思いますので、修正するというごことをお願いしたいと思っております。</p>
山口委員	<p>「運營業務委託契約書(案)」p.26～27の売電について説明していただきましたが、別紙2で「売電収入に係る事務手続き(第67条関係)」を見ると、まず売電収入は市に入り、その上で請求書を発行すれば市が20分の1を支払うということになっています。一方、資料9の様式14の「損益計算書」と「資金収支計算書」では、「営業収益」の項目に「売電収入」があり、「営業費用」の項目に「市への売電収入の納付金」となっており、「運營業務委託契約書(案)」とは整合していません。</p> <p>SPCとしては、売電収入の5%相当額を計上すれば良いのではないですか。</p>
事務局 (日建設計)	<p>「損益計算書」と「資金収支計算書」の売電収入に関する項目は、「運營業務委託契約書(案)」と整合していないので削除します。</p> <p>なお、5%(20分の1)と設定しているインセンティブ分については、事業者からの提案を踏まえたオプション的なものと考えており、SPCの収支計画には見込まないものと考えております。</p>
山口委員	<p>分かりました。</p>
荒井委員長	<p>書類間の齟齬・整合については確認・修正していただければと思います。他に何かありますか。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
藤原委員	「運營業務委託契約書」の第 76 条関係の別紙 4「施設運営費の見直し」で、物価変動の指標は日本銀行の国内企業物価指数（総平均）の 1 つとなっていますが、他の DBO 事業では、消費者物価指数や各財の国内企業物価指数など、人件費や燃料・電気、資材毎の指標を採用している事例も多いかと思えます。総平均のみとしている理由を説明してください。
事務局（日建設計）	細項目毎に物価指数を適用している事例もありますが、各物価指数で変動傾向・変動幅が異なり、見直しの頻度が多くなる事例もあるので、総括的な指数で評価する方が良いのではないかと考えています。
藤原委員	分かりました。 そのような考え方も理解できますが、国内企業物価指数が適当であるか、疑問な点もあるので精査していただければと思います。
事務局（日建設計）	承知いたしました。
荒井委員長	よろしく申し上げます。
山口委員	売電収入に関して、資料 1「落札者決定基準」の p.6 で「20 年間の売電収入、消費電力量、売電量（余剰電力量）、売電単価」とありますが、資料 9 の様式 15 を見ると、「売電単価は 12 円/kWh」と記載されており、売電単価は提案するのでしょうか。
事務局（日建設計）	「落札者決定基準」の売電単価の記述を削除いたします。
荒井委員長	先程も言いましたが、書類間に齟齬があるようですので、確認してください。また、物価変動に伴う運営費の見直しの指標は、双方合意の上で契約を締結することになるので、どのような指標でも良いとは思いますが、一般的な事例を参考に指数を決めていただければと思います。 その他として、入札説明書に記載されているスケジュールは見にくいので表形式にするなど書式を工夫していただければと思います。 よろしく申し上げます。
事務局（日建設計）	承知いたしました。
荒井委員長	それでは、入札説明書等については、以上にさせていただきます。  ・ 契約関係書類の確認
荒井委員長	既に一部協議していますが、「契約関係書類の確認」について、事務局から説明してください。
事務局（日建設計）	資料の説明につきましては、先程のとおりで追加説明はありません。

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
荒井委員長	先程の説明では、契約書類等について弁護士に法務確認（リーガルチェック）を受けているということでしたが、その結果を各委員に報告するというのでしょうか。
事務局（日建設計）	全般的には、既にリーガルチェックを終えており、本日、議論いただいた売電収入関係等についてのみ方針が決まりましたら、再度、チェックを受ける予定にしています。
荒井委員長	<p>それでは、売電収入等については、今後、確認して各委員に報告するというようお願いいたします。</p> <p>それでは、予定された議題は終了しましたが、全体を通して何かご質問がありましたら、よろしく申し上げます。</p>
宮脇委員	<p>「要求水準書」について、2点確認させてください。</p> <p>p.14 の「(2) エネルギー回収施設の主灰またはスラグ及び飛灰等が受入中止の際の措置」において、焼却灰（主灰）についても受入中止の際にはこの基準に適合するよう処理しなさいという記載ですが、通常、主灰ではあまり処理は行われていないのではないかと思います。</p> <p>溶出試験を行うと主灰でもまれに鉛が基準超過することがありますが、超過してしまったら主灰全量をキレート処理するという趣旨なのでしょうか。キレート処理するのは飛灰だけではないかと思われれます。</p> <p>p.76 の表 2-4 で既存施設の処理能力が「15t/8h」となっていますが、小さいように思いますので、確認をお願いいたします。</p>
事務局（日建設計）	<p>主灰が基準を超過しても受入可能な施設で処分する場合、余分に費用がかかる場合は追加費用を求めるという契約事項としているため、残さ全般に適用する基準を示しています。</p> <p>2点目の既存施設の処理能力を含めて、修正するかどうか検討させていただきます。</p>
荒井委員長	よろしく申し上げます。他に何かありますか。
事務局（日建設計）	先程、入札説明書の説明でお示したスケジュールのとおり、11月頃に入札参加者へのヒアリングを予定しています。このヒアリングは審査委員会の中で開催するというと考えていますが、その方針でよろしいでしょうか。
荒井委員長	<p>事業者との競争的対話あるいは対面的対話といわれているヒアリングでは、事業者と発注者が直に対面し、仕様等についてお互いの認識に齟齬がないかどうかの確認をすることになります。</p> <p>11月頃ということですが、審査委員会として開催したいとのことですので、委員の皆さんについては、オープン参加として極力参加していただければと思います。</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
事務局（日建設計）	<p>コロナ禍の状況かもしれませんが、ご出席いただければ、事業者の雰囲気分かるかと思います。なお、時間については、入札参加者数に応じて設定することになると考えておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、日程が決まりましたら、早めに連絡していただきたいと思ひます。</p> <p>なお、情報提供ですが、環境省がプラスチック等資源循環システム構築を積極的に進めています。交付金の要件でも、広域化・集約化について検討すること、PFI等の民間活用の検討を行うこと、一般廃棄物会計基準を導入すること、廃棄物処理の有料化の導入を検討すること、などが定められていますが、プラスチック等資源循環についても同様の措置とするという方向で動いているようです。経過措置があるので取り敢えずは問題ないと考えられますが、将来的には影響が出てくる可能性もあるので情報収集・検討に努めていただければと思います。</p> <p>他にございますか。特にないようでしたら、質問については以上で終わりとさせていただきます。</p> <p>各資料については、入札公告までに個別に確認・協議し、決定していきたいということでございますが、委員の皆さん、それでよろしいでしょうか。</p>
全員	<p>（異議なし）</p>
荒井委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもちまして議長の任を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
司会（荻野参事）	<p>4. その他</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>次に、次第の4、「その他」ということで、今後の予定や次回の日程等をご案内させていただきます。</p> <p>本日のご指摘を踏まえて、落札者決定基準、契約関係書類を修正してご確認いただきたいと考えています。</p> <p>その後、9月に入札公告を予定しており、次回の第4回審議委員会は、事業者との対話を予定しています。日程等は今後調整させていただきます。</p> <p>5. 閉会</p>

発 言 者	会 議 の て ん 末 ・ 概 要
司会（荻野参事）	<p>委員の皆様におかれましては、長時間にわたりまして誠にありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、第3回審査委員会を閉会させていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。</p> <p>令和3年 9月 2日</p> <p>久喜市PFI等審査委員会（新ごみ処理施設整備事業） 委員長 荒井 喜久雄</p>	